

湖南流域環境保全協議会規約

(名称)

第1条 本会は、湖南流域環境保全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、琵琶湖の環境保全のために、河川流域ごとに上、中、下流の実情や課題を理解しあい、地域が一体となって河川流域ごとに身近な取り組みからスタートし、琵琶湖の保全について深い理解と共感に基づくパートナーシップのもとに、県民、事業者、行政等の主体的な取り組みの推進を図り、マザーレイクゴールズの達成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 環境保全活動の実践活動に関すること。
- (2) 環境保全を推進するための調査、学習会および啓発活動を実施する。
- (3) 各活動組織間の円滑な連絡調整を行う。
- (4) その他、目的を達成するための活動を行う。

(構成)

第4条 協議会は、第2条に定める目的に賛同する関係地域の住民、自治会、各種関係団体、企業等をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- 2 協議会の役員は次により選任する。
 - (1) 会長は会員の中から互選によって選出する。

(役員の仕事)

第6条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問)

第8条 協議会に連絡調整会の承認を得て、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長の求めに応じ、会議等に参加し意見を述べるができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、連絡調整会とする。

2 会議に、必要に応じて関係機関の職員の出席を依頼し、協力を求めることができる。

(事務局)

第10条 事務局は、南部環境事務所内に置く。

2 事務局は、会長の指示のもと、会員への連絡調整を行う。

(入退会)

第11条 協議会への加入および退会については、会長に届け出なければならない。

(規約の改廃)

第12条 協議会の規約の改廃は、連絡調整会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は連絡調整会でこれを定める。

付 則

1 この規約は平成13年8月30日から施行する。

2 平成13年度の役員任期については規約の施行日から翌年3月31日までとする。

付 則

1 この規約は平成16年6月19日から施行する。

付 則

1 この規約は平成21年5月21日から施行する。

付 則

1 この規約は平成24年5月24日から施行する。

付 則

1 この規約は平成26年5月14日から施行する。

付 則

1 この規約は令和元年5月15日から施行する。

付 則

1 この規約は令和4年10月3日から施行する。